# 北陸VISAカード

# 法人会員規約

リボルビング払い専用カード特約 ETCカード特約(個人システム型) ETCシステム利用規程 個人情報の取扱いに関する同意条項

# → ル陸VISAカード法人会員規約(個人システム型法人会員用) ◆ →

# 一般条項

#### 第1条(法人会員)

株式会社北陸カード(以下「当社」という)に対し、本規約を承認のうえ入会申込みをした団体のうち、当社が適格と認めたものを法人会員(以下「法人会員」という)とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。

#### 第2条(本使用者)

- 1. 法人会員の役員、従業員(原則として臨時雇用、嘱託を除く)、 構成員または会員等、法人会員に所属する方のうち、本規約を承 認のうえ当社に対し入会の申込みを行い、当社が適格と認めた方 を本使用者とします。
- 2. 本使用者は、本規約に定める使用者資格を喪失した場合には、速 やかに当社に届出るものとします。

# 第3条 (家族使用者)

本使用者が本使用者の代理人として指定し代金の支払いその他本 規約に基づく全ての責任を引受けることを承認した家族で、当社 が適格と認めた方を家族使用者(以下本使用者と家族使用者を併 せて「使用者」という)とします。本使用者は、本使用者の代理 人として家族使用者に、当社が当該家族使用者用に発行したクレ ジットカード(以下「家族カード」という)および会員番号を本 規約に基づき利用させることができ、家族使用者は、本使用者の 代理人として本規約に基づき家族カードおよび会員番号を利用す ることができます。家族使用者は、本使用者が退会その他の理由 で使用者資格を喪失したときは、当然、使用者資格を喪失するも のとします。

# 第4条(連絡担当者)

- 1. 法人会員は、法人会員と当社との間および本使用者と当社との間 の連絡窓口として、1名以上の連絡担当者を事前に当社に届出る ものとします。当社が通知および書類の送付を連絡担当者に行う ことにより、法人会員または使用者に行ったものとみなします。
- 2. 連絡担当者は、原則として、法人会員に所属する管理職者(臨時雇用、嘱託を除く)で当社が適当と認めた方とします。

3. 法人会員は、連絡担当者を変更した場合には、速やかに当社に届 出るものとします。

#### 第5条(カードの貸与と取扱い)

- 1. 当社は、使用者に対し、使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した使用者の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を保管・管理・使用するものとします。本使用者は、カード発行後も、届出事項(第26条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
- 2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたと きは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものと します(カードに署名欄がある場合に限る)。
- 3. カードの所有権は、当社に属します。使用者は、他人にカードを 貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託する等カードの 占有を第三者に移転させることは一切できません。
- 4. カードおよびカード情報の使用・保管・管理に際して、使用者が 前3項に違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が 不正に利用された場合、本使用者は、そのカード利用に係る債務 についてすべて支払いの責を負うものとします。
- 5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、VISAインターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織 | という)が定める規定により、当社が定めます。
- 6. カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、 当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとし ます。法人会員は、カードの発行権および所有権が当社にあるこ とを認めるものとします。

# 第6条(暗証番号)

- 1. 当社は、使用者より申出のあったカードの暗証番号を所定の方法 により登録します。ただし、申出がない場合または当社が定める 指定禁止番号を申出た場合は、当社所定の方法により登録します。
- 2. 使用者は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、暗証番号について盗用その他の事故があっても、本使用者は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

# 第7条 (年会費)

法人会員および本使用者は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### 第8条(カードの利用枠)

- 1.カードの総利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族 使用者のカードショッピング、海外キャッシュサービスおよび キャッシングリボの利用代金を合算して未決済残高として管理 します。その金額および次項以下の内訳額は、当社が所定の方 法により定めるものとします。
- 2.カードショッピング利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピングの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 3.割賦利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のカードショッピングのうちリボルビング払いならびに分割払い(3回以上のものをいう。以下同様)、2回払いおよびボーナス一括払いの利用代金を合算して未決済残高として管理します。その金額は、前項のカードショッピング利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 4.カードショッピングのうち本使用者および家族使用者のリボルビング払いならびに分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの未決済残高の各利用枠は、前項の割賦利用枠の範囲内で当社が所定の方法により定めるものとします。
- 5. 前項のリボルビング払いの利用枠を超えてリボルビング払いを 指定してカードを利用した場合は、原則として超過した金額を 1回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当社が適 当と認めた場合には、その一部を1回払いの扱いとして支払う ものとします。
- 6.キャッシング利用枠は、各本使用者につき、本使用者および家族使用者のキャッシングリボ、海外キャッシュサービスの未決済残高を合算して管理します。その金額は本条第1項の総利用枠の内枠として当社が所定の方法により定めるものとします。
- 7.キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠のうち、50万円を超えない範囲で当社が定めるものとします。
- 8. 海外キャッシュサービスの未決済残高の利用枠は、本条第6項 のキャッシング利用枠のうち、30万円を超えない範囲で当社が 定めるものとします。
- 9. 使用者が本条に定める利用枠を超えてカードを利用した場合も、 本使用者は当然にその支払いの責を負うものとします。
- 10. 本条に定める利用枠は、使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
  - ① カード利用に係る債務等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - ② 使用者のカードの利用状況および本使用者の信用状況等に応じて、審査のうえ当社が必要と認めた場合
  - ③「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令による規制に鑑みて、当社が必要と認めた場合
- 11. 本条に定める利用枠は、本条第7項、第8項の定めにかかわらず、 当社が適当と認めた場合には、特段の通知を要せず、当社所定の 方法により、増額できるものとします。ただし、使用者から増額を

希望しない旨の申し出があった場合には増額を行わないものと します。

#### 第9条(複数枚カード保有における利用の調整)

- 1. 当社が複数のカードを本使用者に貸与している場合、原則、当社 は、そのすべてのカードを通算して第8条の規定を本使用者に適 用するものとします。
- 2. 前項の場合、当社は、リボルビング払い、キャッシングリボ、海 外キャッシュサービスを利用できるカードをいずれか1枚に限定 することができるものとします。

#### 第10条 (カード利用代金債務)

使用者は、貸与されたカードについて、当該カードの利用代金および当該カードに関連して本規約に基づき発生する当社に対する 一切の債務について、支払いの責を負うものとします。

#### 第11条 (代金決済口座および決済日)

- 1. 本使用者は、当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息および年会費等本規約に基づく一切の債務について、本使用者が支払いのために指定した本使用者名義の預金口座からの口座振替または通常貯金(以下預金口座、通常貯金を総称して「決済口座」という)からの自動払込みにより支払うものとします。ただし、本使用者が希望しかつ当社が適当と認める場合のみ、当社の指定する預金口座への振込等当社が別途指定する方法で支払うものとし、本規約に別途定める場合を除き、本使用者の希望なく当社が支払い方法を変更することはないものとします。
- 2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、毎月10日(当日が金融機関 休業日の場合は翌営業日)とします。
- 3. 当社は、本使用者の毎月の支払いに係る利用代金明細書を支払期日までに本使用者の届出住所宛に送付します。本使用者は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後10日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。
- 4. 本使用者が当社に支払うべき債務のうち第43条に定めるキャッシングリボ、および第48条に定める海外キャッシュサービスの返済元金は、本条第1項で本使用者が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを当社が確認するまでは、当社は当該返済元金を第8条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。

# 第12条 (海外利用代金の決済レート等)

- 1. 決済が外貨による場合におけるカード利用代金(カード利用が日本国内であるものを含む)は、外貨額を国際提携組織の決済センターにおいて集中決済された時点での、国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。ただし、海外キャッシュサービスについては、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- 2. 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外 国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証 明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこ

れを提出するものとし、また、日本国外でのカード利用の制限または停止に応じていただくことがあります。

#### 第13条(決済口座の残高不足等による再振替等)

- 1. 決済口座の残高不足等により、支払期日に、当社に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につきこれを行うことができるものとします。ただし、当社から別途指示があったときは、本使用者は、その指定する日時・場所・方法で支払うものとします。
- 2. 本使用者は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部 または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落しまた は自動払込みにかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」とい う)を負担するものとします。
- 3. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額と します。

#### 第14条(支払金等の充当順序)

本使用者の弁済した金額が本規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、本使用者への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の5の規定によるものとします。

#### 第15条(費用の負担)

- 1. 使用者は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所 定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払いに際して発生 する各種取扱手数料(ただし、当社が受領するものは除きます)、 本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他公租公課 を負担するものとします。
- 2. 使用者が支払期日において当社に支払うべき債務の口座振替、自動払込みができない場合、または当社指定口座への振込が支払期日までにされなかった場合には、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等(ただし、キャッシング利用代金を除く)の弁済の受領に要する費用として、当社所定の手数料を使用者は負担するものとします。

# 第16条(退会)

- 1. 使用者が退会をする場合は、使用者が所定の届出用紙により当社 の指定する金融機関もしくは当社に届出る方法または電話により 当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届出るものとし ます。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよび チケット等を当社に返却するものとし、本使用者は、債務の全額 を直ちに支払うものとします。
- 2. 本使用者は、退会する場合には、当社が請求したときには、一括して債務を支払うものとします。また、退会後においても、カードを利用しまたは会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

# 第17条(カード利用代金およびカードの回収協力)

1. 法人会員は、カード利用代金について本使用者が支払いを遅延し

た場合、可能な範囲で、当該本使用者について知り得た情報を当 社に提供し、かつ、本使用者が当社に対し支払いを行うよう本使 用者に対し適切な指導を行うものとします。

- 2. カードを回収する必要が生じたとして当社がカードの回収を要請した場合には、法人会員は、可能な範囲で、当社のカード回収に協力するものとします。
- 3. 当社は、本使用者の信用状況等に応じて、審査の上必要と認めた場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することが出来るものとします。

#### 第18条 (カード利用の断りおよび一時停止等)

- 1. 当社は、使用者が利用枠を超えた利用もしくは利用をしようとした場合、または利用枠以内であってもカードの具体的利用状況、利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を一時的に拒絶することがあります。
- 2. 当社は、カードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当社が判断した場合、使用者への事前通知なしに、カードショッピング、キャッシングリボ、および海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を保留またはお断りすることがあります。
- 3. 当社は、法人会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、使用者が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、またはカードの利用状況に不審がある場合には、発行されている全てのカードもしくは必要と認められる一部のカードにつき、カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部もしくは一部の利用を一時的に停止すること、または加盟店や現金自動支払機(以下「支払機」という)等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、当該使用者は異議なくこれに応ずるものとします。
- 4. 当社は、本使用者の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
- 5. 当社は、貸金業法に基づき、使用者に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの利用を停止することができるものとします。
- 6. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認めた場合には、使用者に当社が指定する書面の提出および当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
- 7. 当社は、使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切 に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や

書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。

- 8. 当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定 して使用者に回答を求めた場合で、使用者から正当な理由なく指 定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限 することができるものとします。
- 9. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカード利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボおよび海外キャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
- 10. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ (送金)取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

#### 第19条 (法人会員資格の取消および使用者資格の取消等)

- 1. 法人会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当 社において法人会員または使用者として不適格と認めた場合は、 当社は通知・催告等を要せずに法人会員資格または使用者資格を 取り消すことができます。
  - ① 虚偽の申告をした場合
  - ② 本規約のいずれかに違反した場合
  - ③ 当社に対するカード利用に係る債務の履行を怠った場合
  - ④ 信用状態に重大な変化が生じた場合
  - ⑤ カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合
  - (6) カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続が完了しない場合
  - ⑦ 本使用者が法人会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または法人会員から使用者資格の取消の申出があった場合(後者の場合において法人会員は、当社が使用者資格を取り消したことにより生じた使用者との紛争につき、法人会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。)
- ⑧ 法人会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の(イ)から(ホ)のいずれかに該当した場合
- (イ)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ロ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を 有すること。
- (ハ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三 者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を

利用していると認められる関係を有すること。

- (二)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (ホ)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 法人会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為をした場合 (イ)暴力的な要求行為。(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為。(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。(ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為。(ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為。
- ⑩ 当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(二)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等
- ① 法人会員または使用者に対し第18条第6項または第7項または第26条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が法人会員として不適格と判断した場合や、法人会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
- ② 当社から貸与された他のカードを所持している場合において、 当該他のカードにつき、上記①から⑪に記載した事項のいずれ かに該当する事由が生じた場合
- 2. 使用者が次のいずれかに該当した場合、当社は通知・催告等をせずに使用者資格を取り消すことができます。
  - ① 本使用者が、法人会員に所属することがなくなった場合
  - ② 使用者が死亡した場合
  - ③ その他当該使用者について法人会員から特に申出のあった場合
- 3. 当社は、法人会員または使用者が本条第1項第8号または第9号の事由に該当した場合、法人会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに法人会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と法人会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。
- 4. 本条第1項により法人会員資格を取り消された場合、全使用者はカード使用者資格を喪失し、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、前項により使用者資格を取り消された使用者は、当社が必要と認めた場合には、速やかにカードおよびチケット等を当社に返還するものとします。また、使用者資格を取消された場合、使用者は当社に対する使用者資格に基づく権利を喪失するものとします。

- 5. 前4項により法人会員資格または使用者資格を取り消された場合、使用者資格を喪失した使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められたときには、異議なくこれに応じて当該カードおよびチケット等を返還するものとします。使用者は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。
- 6. 本使用者は、法人会員もしくは使用者の法人会員資格または使用 者資格の取消後においても、カード利用しまたは利用されたとき (会員番号の使用を含む) は当該使用によって生じたカード利用 に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第20条 (付帯サービス等)

- 1. 法人会員または使用者は、当社または当社の提携会社が提供する カード付帯サービスおよび特典(以下「付帯サービス」という) を利用することができます。法人会員または使用者が利用できる 付帯サービスおよびその内容については別途当社から法人会員に 対し通知します。
- 2. 法人会員または使用者は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
- 3. 法人会員または使用者は、当社が必要と認めた場合には、当社が 付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。
- 4. 法人会員または使用者は、第16条に定める退会をした場合または 第19条に定める会員資格の取消および使用者資格の取消をされた 場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの 特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。

# 第21条 (期限の利益の喪失)

- 1. 法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、全使用者は本規 約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用 者は直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者が次のいず れかに該当した場合には、当該使用者に係る本規約に基づく一切 の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は、直ちに債 務の全額を支払うものとします。
  - ① 仮差押、差押、競売の申請、または破産もしくは再生手続開始 の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。
  - ② 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。
  - ③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡になったとき、または一般 の支払いを停止したとき。
  - ④ リボルビング払い、分割払い、2回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当社から20日以上の相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第 19条第1項の規定(ただし、第19条第1項第8号または第9号ま たは第19条第2項第2号の事由に基づく場合を除きます)によ り使用者資格が取り消された場合、リボルビング払い、分割払い、 2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について

当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。

- 3. 法人会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、全使用者に係る本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者が次のいずれかに該当した場合には、当社の請求により、当該使用者に係る本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。
  - ① 当社が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、賃貸その他の処分を行ったとき。
  - ② 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
  - ③ その他信用状態が悪化したとき。
- 4. 法人会員が第19条第1項第8号または第9号の事由に該当したことが判明した場合、全使用者に係る本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに債務の全額を支払うものとします。使用者が第19条第1項第8号または第9号の事由により使用者資格を取消された場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- 5. 本使用者は、前4項の債務を支払う場合には、当社の本社または 支店へ持参または送金して支払うものとします。ただし、当社が 適当または必要と認めた場合は、第13条第1項の但書の定めによ り支払うものとします。
- 6. 本条第1項から第4項の定めにかかわらず、キャッシングリボ、 海外キャッシュサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第1 条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するもの とします。

#### 第22条 (紛失・盗難・偽造)

- 1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下、まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、本使用者は、そのカードまたはカード情報の利用により発生するすべての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、当該カードの不正利用について、法人会員の管理上の過失に起因したと認められる場合、法人会員は、当該利用代金についてのみ当該本使用者と連帯して支払いの責を負うものとします。法人会員および本使用者は、当社から法人会員および本使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。
- 2. 使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・ 盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署 に届出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届出てい ただく場合があります。ただし、カード情報の紛失・盗難につい ては、当社への通知で足りるものとします。
- 3. 偽造カードの使用に係る債務については、法人会員および本使用 者は支払いの責を負わないものとします。この場合、法人会員ま たは使用者は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用について法人会

員または使用者に故意または過失があるときは、その偽造カードの使用に係る債務について故意または過失のある法人会員および使用者(家族使用者の場合は本使用者)が支払いの責を負うものとします。

5. 当社は、カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でカードを無効登録できるものとし、法人会員および使用者は予めこれを承諾するものとします。

#### 第23条 (会員保障制度)

- 1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、使用者が紛失・盗難により他人にカードもしくはカード情報またはチケット等を不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察および当社への届出がなされたときは、これによって本使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。
- 2. 保障期間は、各使用者の入会日から1年間とし毎年自動的に継続 されるものとします。
- 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
  - ① 法人会員または使用者の故意または重大な過失に起因する損害
  - ② 損害の発生が保障期間外の場合
  - ③ 使用者の家族もしくは同居人またはカードもしくはチケット等を受領した法人会員もしくは使用者の代理人による不正利用に 起因する場合
  - ④ 法人会員または使用者が本条第4項の義務を怠った場合
  - ⑤ 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - ⑥ 暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。)
  - ⑦ 法人会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が法人会員または使用者の過失に起因する場合
  - ⑧ 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前 に生じた損害
  - ⑨ 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に 起因する損害
  - ⑩ その他本規約に違反する使用に起因する損害
- 4. 本使用者は、損害のてん補を請求する場合において、当社が必要 と判断した場合は、損害の発生を知った日から30日以内に当社が 損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害 状況等の調査に協力するものとします。
- 5. 法人会員または使用者は、本条第1項の紛失・盗難に関して警察署その他から連絡を受けたときは、その旨を直ちに当社に通知し、当社と協力して損害の発生の防止に努めるものとします。
- 6. 法人会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合に は、当該てん補の対象である不正利用に起因して本使用者が保有 する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移

転に必要な手続きも履行するものとします。また、法人会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である 不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。

7. 法人会員または使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知 しまたは届け出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、 当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供するこ とを予め承諾するものとします。

#### 第24条 (カードの再発行)

カードを紛失・盗難・毀損・滅失等した場合には、使用者が当社 所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発 行します。この場合、本使用者は、当社所定のカード再発行手数 料を支払うものとします。

#### 第25条 (カードの有効期限)

- 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの券面に 印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケー ション上に表示された月の末日までとします。
- 2. 有効期限の2ヵ月前までに使用者から不継続の申出がなく、かつ、当社が引続き法人会員および使用者として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- 3. 使用者は有効期限経過後のカードを直ちに切断・破棄するものとします。
- 4. カードの有効期限の2ヵ月前の時点で一定期間カードの利用がない場合、カードの更新は行わない場合があります。
- 5. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

# 第26条 (届出事項の変更等)

- 1. 当社に届出た氏名、住所、電話番号、決済口座、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、法人会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、法人会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。
- 2. 前項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な 方法により取得した個人情報またはその他の情報により、届出事 項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係 る前項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、 法人会員または使用者は当社の当該取扱いにつき異議を述べない ものとします。
- 3. 本条第1項の届出がないために当社からの通知または送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに法人会員または使用者に到着したものとみなします。ただし、届出を行わなかったことについて已むを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

- 4. 法人会員または使用者が第19条第1項第8号または第9号に該当すると具体的に疑われる場合には、当社は、法人会員および使用者に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、法人会員および使用者は、これに応じるものとします。
- 5. 当社は法人会員または使用者への意思表示・通知について、当該 意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを 省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるもの とします。
- 6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している法人会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該法人会員および使用者は届出に応じるものとします。

#### 第27条(合意管轄裁判所)

- 1. 法人会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷 地とし、訴額のいかんにかかわらず、法人会員または当社の本社 所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 2. 使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、日本国を法廷地とし、訴額のいかんにかかわらず、使用者の住所地、商品等の購入地および当社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

#### 第28条 (規約の変更、承認)

本規約の変更については当社から変更内容を通知した後、または 新規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または 新規約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本 規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更 も可能なものとします。

# 第29条 (手数料率、利率の変更)

リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、キャッシングリボの利率、海外キャッシュサービスの利率および遅延損害金の利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合、第28条の規定にかかわらず、当社から手数料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払いおよびキャッシングリボについては変更後の未決済残高または融資残高に対し、分割払いおよび海外キャッシュサービスについては変更後の利用分から、変更後の手数料率・利率が適用されるものとします。

第30条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用) 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外 国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証 明書その他の書類を必要とする場合には、法人会員もしくは使用 者は、当社の請求に応じてこれを提出するものとし、また、日本 国外でのカードの利用の制限もしくは停止に応じていただくこと があります。

#### 第31条(準拠法)

法人会員と当社もしくは使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

#### カードショッピング・キャッシング条項 第32条(カードショッピング)

#### 1. 利用可能な加盟店

使用者は、次の加盟店においてカードを利用することができます。 ただし、使用者は、加盟店におけるカード利用に際し、会員番号 その他個人情報の窃取・悪用・売上伝票等の偽造・変造等の危険 について充分に注意するものとします。

- ① 当社の加盟店
- ② 当社と提携したクレジットカード会社(以下「提携クレジットカード会社」という)の加盟店
- ③ VISAインターナショナルサービスアソシエーションと提携した銀行・クレジットカード会社(以下「海外クレジットカード会社」という)の加盟店
- 2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります(カードに署名欄がある場合に限る)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。

- 3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き
  - 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社もしく は他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を 行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、 使用者の氏名、届出住所等を記入することまたは電話で加盟店に 対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用 者が負担した債務の決済手段とすることができます。
- 4. オンライン取引の際の利用手続き

コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社が予め承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。

5. ICカードの利用手続き

カードの種類がICクレジットカード(ICチップを搭載したクレジットカード)の場合には、当社が指定する加盟店においては、売上票への署名に代えて、使用者自身が暗証番号を端末機等へ入力するものとします。なお、ICチップを端末機等にかざしてご利用される場合には、当社が指定する加盟店においては、ご利用の金額に応じサインレス、もしくは売上票への署名をするものとします。ただし、端末機の故障等の場合または別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法でカードを利用していただくことがあります。

6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き

使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその 他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用す ることができます。この場合、使用者は自らの責任においてカード の会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カー ドの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更 が生じたときまたは使用者が退会もしくは資格の取消等によりカー ドが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知の うえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当 社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社がカードの 会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟 店がカード決済を可能とするため契約締結する当社が外の法人等を 経由する場合を含みます。)に対し通知する場合をは以外の法人等を 経由する場合を含みます。)に対し通知する場合を を発言するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の 変更情報には、当社から複数のカードを貸与している場合には当社 が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

7.カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は、利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社もしくは海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対しカードの利用状況等に関し照会を行うことを予め承諾するものとします。

#### 第33条(立替払の承諾等)

- 1. 使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。使用者は、当社が使用者からの委託に基づき、使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。
  - ① 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立 替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が使用者に 対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立 替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
  - ② 当社と加盟店等との契約に従い、当該加盟店等から当社に債権 譲渡すること。この場合、当社が適当と認めた第三者(本号で は提携クレジットカード会社および海外クレジットカード会社 を除く)を経由する場合があること。
  - ③ 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。
  - ④ 海外クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、海外クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いしまたは当該加

盟店等から海外クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該海外クレジットカード会社に立替払いすること。

- 2. カードの利用による取引上の紛議は使用者と加盟店等とにおいて解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。
- 3. 使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。
- 4. 使用者は、カード利用により購入した商品の代金債務を当社に完済するまで、当該商品の所有権が当社に帰属することを承諾するものとします。

#### 第34条 (カード利用代金の支払区分)

- 1. カード利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナスー括払い、リボルビング払いおよび分割払いとし、カード利用の際に使用者が適用される支払区分を指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分は、予め当社が適当と認めた使用者が、当社が適当と認めた加盟店でのみ指定できるものとします。
- 2. 使用者の有効な支払区分の指定がない場合は原則として1回払い となります。

#### 第35条(1回払い・2回払い・ボーナス一括払い)

- 1.1回払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払期日および分割支払金の額は次の通りとなります。ただし、事務上の都合により支払期日の開始が遅れることがあります。
  - ① 1回払いについては、以下によって対象となる利用額の全額に つき当月の支払期日。
    - 支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分
  - ② 2回払いについては、以下によって対象となる利用額の半額(端数は初回分に算入)につき、それぞれ当月と翌月の支払期日。支払期日が10日の場合には、前々月16日から前月15日までの利用分
  - ③ ボーナス一括払いについては、毎年12月16日から翌年6月15日までの利用分につき8月の支払期日、7月16日から11月15日までの利用分につき翌年1月の支払期日。ただし、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります。
- 2. 会員は、当社が適当と認めた場合には、別途定める方法により、 1回払いに係る債務の全部または一部を繰上げて返済することが できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記 <繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

# 第36条(リボルビング払い)

- 1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
  - ① お店でリボ:カード利用の都度、カードショッピング利用代金の支払区分としてリボルビング払いを指定する方法。
  - ② いつでもリボ:事前に本使用者が申出て当社が適当と認めた場

合において、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日、以下同じ)時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本使用者が指定する支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。ただし、本使用者がカード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当社が指定する加盟店で利用した場合には、1回払いとなることがあります。

- ③ 海外リボ:海外に所在する加盟店(これに準ずるものを含む。 以下「海外加盟店」という)でのカードショッピング代金について、事前に本使用者が申出て当社が適当と認めた場合において、毎月の締切日時点におけるカードショッピング利用代金が、本条に基づき本使用者が指定する支払いコースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は当該利用代金の支払区分を1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合は当該利用代金の支払区分をリボルビング払いにする方法。
- ④ あとからリボ:カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた使用者が、当社が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当社が適当と認めた場合に、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料計算および升済金の額等については、1回払いおよび2回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の絡切日までに使用者資格の取消しがあった場で、ボーナスー括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
- 2. 本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において弁済金(毎月支払額)の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、支払いコースを指定した際に指定した金額(1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額)または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、弁済金(毎月支払額)を増額または減額できるものとします。また、入会時においてリボ払いのお支払いコースにご指定がない場合、使用者は支払いコースを標準コースと指定したとみなします。

3. 本使用者は、リボルビング払いを指定した場合において前項以外の支払いコースを指定したときは、毎月の締切日時点におけるリボルビング払いの未決済残高に応じて、次項に定める手数料と元金の合計額として本使用者が予め指定したコースにより下表に定める弁済金(毎月支払額。ただし、締切日の残高と手数料の合計額が弁済金に満たないときはその合計額)を翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法または下表とは異なる金額区分にすることができます。

毎月の	毎月のお支払い額(弁済金)					
締切日時点での	元金定額	その他のお支払いコース				
ご利用残高	コース	長期コース	標準コース	短期コース	定額コース	
10万円以下	1万円以上 1万円単位 のご指定の 金額	5千円	1万円	2万円	9 TH N 1.	
10万円を超えて 20万円まで		1万円	2万円	4 万円	3万円以上 1万円単位 のご指定の	
以後残高 10万円増加毎に		5千円 増加	1万円 増加	2万円 増加	金額	
手数料のお支払い	上記お支払い 額に手数料が 加算されます。	手数料に含まれま	よ上記お す。	支払い額	įζ	

- 4. 毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い 未決済残高(付利単位100円)に対し、当社所定の手数料率によ り年365日(閏年は366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、 翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から 起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象 としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の 最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象とします。
- 5. 使用者は、別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務 の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利 用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否お よび方法>に定めるとおりとします。
- 6. 第33条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第4項に定める手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

# 第37条 (分割払い)

- 1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
  - ① カード利用の都度分割払いを指定する方法
- ② カード利用の際に1回払い・2回払い(1回目の支払期日の締切日前)・ボーナス一括払いを指定したカードショッピング利用代金の支払区分について、当社が適当と認めた本使用者が、当社が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当社が適当と認めた場合、当該代金(2回払いは利用額の全額)の支払区分を分割払いに変更する方法。その場合、手数料計算および分割支払額等については、1回払い・2回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更

前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに使用者資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

- ③ 分割払いの指定をした後、第1回の支払前であれば前号の場合 に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるも のとします。
- 2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また、24回を超える支払回数は当社が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
- 3. 分割払いの支払総額は、利用金額に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、支払総額を支払回数で除した金額(端数は初回算入)とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
- 4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月および8月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は1回当りの利用金額の50%とし、ボーナス併用回数で均等分割(ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入)し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当社が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を1回当りの利用金額の50%以内で指定することができます。
- 5. 使用者は、別途定める方法により、分割払いに係る債務を一括して繰上げて返済することができます。この場合、本使用者が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、本使用者は78分法またはそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。
- 6. 第33条第2項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しに拘らず本条第2項に定める分割払手数料が発生し、本使用者はこれを支払うものとします。

# 第38条(遅延損害金)

- 1. 平成21年12月10日より前の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
  - ① 本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算した額の遅延損害金

を支払うものとします。ただし、分割払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。

- ② 前①の場合を除き、本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。
- 2. 平成21年12月10日以降の請求に係る債務の遅延損害金は以下の通りとします。
  - ① 本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナスー括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、商事法定利率(2020年4月1日以降に期限の利益を喪失した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
  - ② 前①の場合を除き、本使用者は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅滞したときは、当該支払金(付利単位1,000円)に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額(付利単位1,000円)に対し商事法定利率(2020年4月1日以降に遅滞した場合は民法の定める法定利率)を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割計算した額を超えないものとします。

# 第39条(見本・カタログ等と現物の相違)

使用者が、日本国内の加盟店と見本・カタログ等により商品およびサービス(以下総称して「商品等」という)の購入を行なった場合において、引渡された商品等が見本・カタログ等と相違しているときは、使用者は加盟店に商品等の交換請求もしくは当該売買契約の解除をすることができます。

# 第40条 (支払停止の抗弁)

1. 使用者は、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナ ス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するとき は、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る 商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦 販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・ 権利・役務についてはこの限りではありません。

- ① 商品等の引渡し、提供がなされないこと
- ② 商品等に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類又は品質、数量 に関して契約の内容に適合しない場合があること
- ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること
- 2. 当社は、使用者が前項の支払停止を行う旨を当社に申出たときは、 直ちに所定の手続をとるものとします。
- 3. 使用者は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
- 4. 使用者は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を 記載した書面(資料がある場合は資料を添付して)を当社に提出 するよう努めるものとします。また、使用者は、当社が当該事由 について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
- 5. 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、支 払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による 取引上の紛議は使用者と加盟店とにおいて解決するものとします。
  - ① 売買契約が使用者にとって営業のためにまたは営業として締結 したもの(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関 するものを除く)であるとき
  - ② リボルビング払いの場合で、1回のカード利用に係る利用金額 が3万8千円に満たないとき
  - ③ 分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いの場合で、1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
  - ④ 使用者が日本国外においてカードを利用したとき
  - ⑤ 使用者による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
- 6. 使用者は、当社がカードショッピング利用に係る債務の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のカードショッピング利用に係る債務の支払いを継続するものとします。

# 第41条 (キャッシングリボの取引を行う目的・利用方法)

本使用者は、自らまたは家族使用者を代理人として、日本国内において、キャッシングリボとして別途定める方法により、キャッシングリボの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族使用者が現金を借り入れた場合、当該家族使用者は本使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

# 第42条 (キャッシングリボの利率および利息の計算)

1. キャッシングリボの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制

限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。

- 2. お持ちのカードを他のカードに切替えたときは、キャッシングリボの利率は、切替後のカードのキャッシングリボの利率が適用されます。
- 3. 本使用者は、キャッシングリボの借入金(付利単位100円)に対し、 借入金の翌日より当社所定の利率による利息を支払うものとします。
- 4. 毎月の利息額は、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月15日)までの日々の残高に対し年365日(閏年は年366日)で日割計算した金額を1ヵ月分とし、当月の支払期日に支払うものとします。

# 第43条 (キャッシングリボの借入金の支払い)

- 1. キャッシングリボの返済方法は、毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて、当社が決定し、変更できるものとします。ただし、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
- 2. キャッシングリボの返済は、返済元金と前条第4項の経過利息の 合計として当社が指定した金額を、第11条の定めにより支払うも のとします。
- 3. 使用者は、別途定める方法により、キャッシングリボの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

# 第44条 (遅延損害金)

- 1. 本使用者が、キャッシングリボの支払を遅滞した場合は支払元金 (付利単位1,000円) に対し支払期日の翌日から完済の日まで、ま た期限の利益喪失の場合は期限の利益喪失の日の翌日から完済の 日まで、年20.0%を乗じ年365日(閏年は年366日)で日割り計算 した額の遅延損害金を支払うものとします。
- 2. 前項の取扱は海外キャッシュサービスの場合も同様とします。

# 第45条(現金自動預払機(ATM)等利用時の手数料)

- 1. 使用者は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM 等を利用してキャッシングリボを借り受け、または臨時に返済する場合、当社所定のATM手数料を負担するものとします。その場合は、キャッシングリボは第42条第4項にて定める毎月の締切日までのATM利用に係る手数料について、当月の支払期日に支払うものとします。
- 2. ATM手数料は、利用金額・返済金額が1万円以下の場合は110円 (含む消費税等)、利用金額・返済金額が1万円を超える場合は220 円(含む消費税等)とします。
- 第46条(海外キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法) 本使用者は、自らまたは家族使用者を代理人として、日本国外に

おいて、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当社から現金を借り受けることができます。現在ご利用可能な方法は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>に定めるとおりとし、当社の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責めによらない事由により、利用できないことがあることを承諾するものとします。家族使用者が現金を借り入れた場合、当該家族使用者は本使用者の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。

#### 第47条 (海外キャッシュサービスの利率および利息の計算)

- 1. 海外キャッシュサービスの利率は、当社所定の割合とします。現在の利率は、下記<キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等>に定めるとおりとします。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の追用の結果上限利率が当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。
- 2. 本使用者は、海外キャッシュサービスの借入金(付利単位100円) に対し、当社所定の利率による利息を支払うものとします。
- 3. 借入金に対する利息額は、借入日の翌日から支払期日まで年365 日(閏年は366日)で日割計算した金額を経過利息として支払う ものとします。

# 第48条 (海外キャッシュサービスの借入金の支払い)

- 1. 海外キャッシュサービスの返済方法は、元利一括返済、返済回数 は1回とします。
- 2. 毎月の返済額は、毎月の締切日(支払期日が10日の場合には前月 15日)までの借入金と前条第3項の経過利息とを合計し、第11条 の定めにより当月の支払期日に支払うものとします。
- 3. 海外キャッシュサービスによる現金を現地通貨で交付した場合で あっても、海外キャッシュサービスの借入金元金は、第12条の定 めにより換算された円貨とします。
- 4. 使用者は、別途定める方法により、海外キャッシュサービスの借入金の全部または一部を繰上げて返済することができます。現在ご利用可能な繰上返済の方法および条件は、下記<繰上返済の可否および方法>に定めるとおりとします。

# 第49条(海外キャッシュサービスのATM等手数料)

使用者は、海外クレジットカード会社等が設置するATM等を利用して借り受け、または当該借入金を当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM等を利用して臨時に返済する場合においても、第45条の定めに従うものとします。

# 第50条(キャッシング利用時およびお支払時の書面の交付)

本使用者は、当社が適当と認めた日より、当社が貸金業法第17条 第1項に規定された書面の交付に代えて、同第6項に規定された 書面、および貸金業法第18条第1項に規定された書面の交付に代 えて、同第3項に規定された書面を交付することができることを 承諾するものとします。

※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した本使用者は、 当社から上記第50条に関する通知または上記第50条を含む本規約 の送付を始めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申し立てること ができるものとします。

# <キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用方法>

11125 5 2 2 2 1 (ds) 11125 -	_ / _	_,,,,	- 1 3/13/	312
	本使	用者	家族包	吏用者
	キャッシング	海外	キャッ	海外
	シング リボ	キャッシュ サービス	シング リボ	キャッシュ サービス
当社が指定するATM等で暗証番号を 入力して所定の操作をし、直接現金を 受領する方法	0	0	0	0
国際提携組織と提携した日本国外の金融機関の本支店のうち当社の指定する店舗においてカードを提示し、所定の伝票に署名し、直接現金を受領する方法	_	0	_	0
電話・インターネット等で申込みを行ない、借入金を決済口座への振込みにより 受領する方法	0	_	×	_

#### くキャッシングリボご利用時のご注意>

キャッシングリボの返済方法が毎月元利定額返済の場合、毎月の返済額はご利用残高により以下のとおり変更となり、一度上がった返済額はご利用残高が減っても下がりません。

また、当社が定める会員規約(改定があった場合には改定前の会員 規約を含みます。)により既に毎月の返済額が定まっている場合も 新たなキャッシングリボのご利用がない限り毎月の返済額は当然に は変更されません。新たなキャッシングリボのご利用があった場合 には会員規約の定めにより毎月の返済額が変更される場合があります。

9 0					
締切日 時点の ご利用 残高	1)	以下いずれかの条件に合致する方 ■2007年12月16日以降にキャッシングリボのご利用枠を設定・増枠された方、お手であったで初かードで初かったがいボケラーはいただいだ方■2007年12月15日以前にキャッシングリボのご利用がない方	20万円超	70万円超	200万円超
	2	①以外の方	50万円超	100万円超	
変更前毎月返済額		2万円未満	3万円未満	4万円未満	
寥	到	<b>.</b> 更後毎月返済額	2万円	3万円	4万円

当社と会員の間で同意に基づき、上記と異なる変更条件を適用する場合、当社所定の方法により別途通知することとします。また、当社と会員の間で同意なく上記条件を変更することはありません。

# <キャッシングリボ・海外キャッシュサービスの返済方法・回数、利率等> ●キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用条件

名	称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシンリボ	グ	元利定額 返済 ボーナス月 増額返済 あり	最長2年8か月・32回(新規ご契約ご利用枠50万円、実質年率15.0%、毎月返済額2万円、50万円をご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容によって異なります。	実質年率 15.0% ※ただしご利用 枠100万円以上 の場合 14.4%
海外キャッシ サービス	シュ	元利一括 返済	23日~56日 (ただし暦による)・1 回	実質年率 15.0%~18.0%

#### ※キャッシングリボ・海外キャッシュサービスのご利用枠が0円の場合

名	称	返済方法	返済予定総額および 返済期間・回数等	実質年率
キャッシ	ング	元利定額 返済	0円、0日・0回	実質年率 15.0%
海外キャッサービン		元利一括 返済	0円、0日・0回	実質年率 15.0~18.0%

- ●担保·保証人…不要
- ●元本・利息以外の金銭の支払い…ATM手数料(取扱金額1万円以下:110円(含む消費税等)、取扱金額1万円超:220円(含む消費税等))・再振替等にかかる費用
- ●本使用者において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超える部分についての支払義務を負いません。
- ●貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面または同第6項で規定する書面に記載する返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行われる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

# <割賦販売における用語の読み替え>

会員規約、特約、カード送付台紙、ご利用代金明細書、通知書、広告物等 において割賦販売における用語を以下の通り読み替えます。

1-40. ( D1)/2//// D1-40.) (D) 11 HI C S	7 1 · 7 /2 / p) li / · E / C & / · 0
割賦販売における用語	読み替え後の用語
<ul><li>・現金販売価格</li><li>・現金提供価格</li><li>・現金価格</li><li>・利用金額</li><li>・利用額</li></ul>	・利用代金
· 支払回数 · 分割回数	・支払区分 ※「ご利用代金明細書」のみ読み替え
·支払総額 ·分割払価格 ·分割価格	・分割支払金合計 ・お支払い総額 ・カードショッピングの支払い総額

・包括信用購入あっせんの手数料 ・分割払手数料 ・分割手数料 ・リボ手数料	· 手数料 · 手数料額
・実質年率	・リボルビング払いの手数料率 ・分割払いの手数料率 ・手数料率
<ul><li>・支払分</li><li>・分割支払額</li><li>・分割支払金</li><li>・分割払金</li><li>・弁済金</li><li>・各回の支払金額</li></ul>	<ul> <li>・お支払い予定額</li> <li>・カードショッピングの支払い金</li> <li>・リボ払いお支払額</li> <li>・毎月支払額</li> <li>・降時元金返済額</li> <li>・約定お支払額</li> <li>・ボーナス月増額</li> </ul>

# <リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等>・リボルビング払い 実質年率 15.0%

#### ・分割払い

支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
支払期間(カ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
実質年率(%)	12.20	12.99	13.50	13.86	14.57	14.74	14.87	14.94	14.96
利用金額100円 当りの分割払手 数料の額(円)	2. 04	2.72	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60
支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
大知四奴	24	30	00	10	42	40	00	94	00
支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
2 44 17 1771			36	_	42	48		_	

# <リボルビング払いのお支払い例>

(元金定額コース1万円および標準コース、実質年率15.0%の場合) 8月16日から9月15日までに利用金額50,000円のリボ払いをご利用 された場合

- ◆初回(10月10日) お支払い(ご利用残高50.000円)
  - ① お支払い元金 (元金定額コース・標準コースとも) …10,000円
  - ② 手数料 (元金定額コース・標準コースとも) …ありません。
  - ③ 弁済金 (元金定額コース・標準コースとも) …10,000円 (①)
  - ④ お支払い後残高 (元金定額コース・標準コースとも) …50,000 円-10,000円=40,000円
- ◆第2回(11月10日)お支払い(ご利用残高40,000円)
- ① 手数料 (9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変ります) …50,000円×15.0%×15日÷365日+50,000円×15.0%×10日÷365日+40,000円×15.0%×5日÷365日=595円
  - ② お支払い元金

- ・元金定額コースの場合…10,000円
- ・標準コースの場合…9.405円 (310.000円-①595円)
- (3) 弁済金
  - ・元金定額コースの場合…10,595円(①595円+②10,000円)
  - ・標準コースの場合…10.000円
- ④ お支払い後残高
  - ・元金定額コースの場合…30,000円(40,000円-10,000円)
  - ・標準コースの場合…30.595円(40.000円-9.405円)

#### <分割払いのお支払い例>

利用金額50.000円、10回払いで分割払いをご利用された場合

- ① 分割払手数料……50,000円× (6.80円÷100円) = 3,400円
- ② 支払総額……50.000円+3.400円=53.400円
- ③ 分割支払額……53.400円÷10回=5.340円

# < 2回払い、ボーナスー括払いの支払い回数・支払期間・手数料>

支払区分	支払回数	支払期間	手数料
2回払い	2回	2ヵ月	不要
ボーナス一括払い	1回	2ヵ月~8ヵ月	不要

#### <繰上返済の可否および方法>

	1回 払い	リボルビ ング払い	分割 払い	キャッシ ングリボ	海外キャッシュ サービス
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機 関の日本国内のATM等から入金して返済する方法	×	0	×	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	_	0	×	0	×
当社が別途定める期間に事前に当社に申 出のうえ、振込等により当社指定口座へ入金 する方法(振込手数料は負担いただきます)	0	0	(全額返済のみ可)	0	(全額返済のみ可)
当社へ現金を持参して返済する 方法	0	0	(全額返済のみ可)	0	(全額返済のみ可)

- ※1:全額繰上返済・リボルビング払い、キャッシングリボ、海外キャッシュサービスの場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割合による金額の払戻しを当社に請求できます。
- ※2:一部繰上返済原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、 日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うめとします。
- ※3:上記にかかわらず、PiTaPa利用金額等、その他繰上返済できない場合があります。
- ※4:本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いて ATM等で繰上返済を行わせることができます。家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で 繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中止された場合を含みます)が行われた場合は、 家族会員が本会員の代理人として当該手続を行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、 当該繰上返済の対象となる残高(本会員および家族会員のカードならびにそれらの会員番号の利用 に基づ(合計残高)が開示されます。
- ※5振込等により当社指定口座へ入金して繰上返済する場合、金融機関から当該口座に入金された日 に返済手続が行われたものとして取り扱います。

#### くご相談窓口>

- 1. 商品等についてのお問合わせ・ご相談は、カードを利用された加 盟店にご連絡下さい。
- 2. カード等の利用、請求内容等に係るお問合わせおよび宣伝印刷物の送付等営業案内の中止のお申出は、当社までお願いします。
- 3. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。
- 4. 本規約についてのお問合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社お客様相談室までご連絡下さい。 <お客様相談室>

株式会社北陸カード <北陸財務局長(14)第00014号> <日本貸金業協会会員第001261号>

- 〒930-0002 富山市新富町1-2-1 北陸銀行富山駅前ビル 電話番号 076-442-9123
- 5. カードの紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付 デスクまでお願いします。

#### <VJ紛失・盗難受付デスク>

フリーダイヤル 0120-919-456

上記番号が繋がりにくい場合は下記番号をご利用ください。

東京03-6627-4057 大阪06-6445-3530

※カードを利用しない場合には、利用開始する前に切断のうえ当社にご返却ください。

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。 (当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15

電話番号 03-5739-3861

(2025年4月改定)

# **√√** リボルビング払い専用カード特約 **⟨▽**

# 第1条(リボルビング払い専用カード)

株式会社北陸カード(以下「当社」という)は、当社が発行する クレジットカードのうち、当社が指定するクレジットカード(以 下「カード」という)の個人会員(以下「会員」という)が、本 特約および北陸VISAカード法人会員規約(個人システム型法人 会員用)(以下「会員規約」という)を承認のうえ、所定の方法 で申込みをし、当社が適当と認めた方に対し、リボルビング払い 専用カード(以下「リボ専用カード」という)を追加して発行・ 貸与します。

# 第2条 (年会費)

リボ専用カードの年会費は、平成6年8月以降、当社が別途定めて通知するまで無料とします。なお、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しません。

#### 第3条(利用代金の支払い)

リボ専用カードの利用代金の支払区分は、毎月の締切日時点における当該カードショッピング代金が、本会員が会員規約第34条で指定する支払コースの弁済金(元金定額コースを指定したときは、支払コースを指定した際に指定した金額)の範囲内の場合は1回払い、当該弁済金(毎月支払額)を超えた場合はリボルビング払いとします。また、会員がリボ専用カード利用の際に2回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該利用代金の支払区分はリボ専用カード利用の際に指定した支払区分となります。ただし、当社が指定する加盟店でご利用した場合には1回払いとなることがあります。

#### 第4条(利用枠)

リボ専用カードは、カード利用枠およびカードのリボルビング払いの利用枠の範囲内で利用できるものとします。なお、カードのリボルビング払いの利用枠を超えてリボ専用カードを利用した場合は、原則として超過した金額を1回払いの扱いとして支払うものとします。

#### 第5条(手数料率および手数料の計算)

リボ専用カードの利用については、その未決済残高に対し、会員 規約の「カードショッピング・キャッシング条項」に関する規定 に定めた割合・方法で手数料を支払うものとします。

# 第6条(キャッシングリボ、海外キャッシュサービス等)

リボ専用カードでは、会員規約のキャッシングリボ、海外キャッシュサービス等は当社が認めたものについて利用できるものとします。

# 第7条 (カードの更新)

カードの有効期限はカード表面に記載した月の末日までとし、カード有効期限の2ヶ月前の時点で過去2年間にカード利用がない場合、カードの更新は行わないものとします。

# 第8条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものと します。 (2009年11月1日改定)

# → ETCカード特約(個人システム型) ◆

#### 第1条(定義)

- 1.「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路 株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪 神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地 方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会 社北陸カード(以下「当社」という)が指定する者とします。
- 2.「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した 車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の 無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の 料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシ ステムとします。
- 3.「ETCカード」とは、ETCシステムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有するICカードとします。

- 4.「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
- 5.「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器 との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

#### 第2条(ETCカードの貸与と取扱い)

- 1. 当社は、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」という)のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と当社が 定める会員規約(以下「会員規約」という)を承認の上所定の方 法で申込みをし、当社が適格と認めた法人会員をETCカード法 人会員(以下「会員」という)とします。
- 2. 会員に所属し当社からカードの発行を受けている使用者のうち、本特約および会員規約を承認のうえ当社に対し所定の方法で申込をし、当社が適格と認めた方をETCカード使用者(以下「使用者」という)とします。
- 3. 当社は、使用者にETCカードをカードに追加して発行し、貸与します。ETCカードは、ETCカード表面に印字された使用者本人以外使用できないものとし、また違法な取引に使用してはなりません。また、使用者は、善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し、管理するものとします。
- 4. ETCカードの所有権は当社に属しますので、使用者は、他人に ETCカードを貸与・譲渡・質入・寄託等ETCカードの占有を第 三者に移転させることは一切できません。
- 5. 使用者は、ETCカードの裏面に署名を行なわないものとします。 第3条(ETCカードのご利用)

# 1. 使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETCカードを通行料金の支払い手段とすることができます。

2. 前項にかかわらず使用者は、道路事業者の定める料金所において、 通行料金の支払いに際し、ETCカードの呈示を求められた場合 には、これを呈示するものとします。

# 第4条(ご利用代金の支払い)

- 1. 使用者は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとします。
- 2. 前項の支払いに係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回 払いに関する会員規約を準用します。ただし、カードに関する支 払区分が「いつでもリボ」の場合は、当該支払区分により支払う ものとします。

# 第5条(ご利用枠)

ETCカードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。使用者が、カードの利用枠を超えてETCカードを利用した場合も、使用者は当然にその支払いの責を負うものとします。

# 第6条(利用疑義)

当社からの利用代金の請求は、ETCシステムに記録された利用 記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとし ます。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、 使用者と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払 義務は免れないものとします。

#### 第7条(紛失・盗難)

- 1. ETCカードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、使用者は、その利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、当該カードの不正利用代金について、法人会員の管理上の過失に起因したと認められる場合、法人会員は、当該利用代金についてのみ当該使用者と連帯して支払いの責を負うものとします。法人会員および使用者は、当社から法人会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。
- 2. 使用者は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
- 3. 当社はETCカードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があると判断した場合、当社の任意の判断でETCカードを無効登録できるものとし、会員及び使用者は予め承諾するものとします。

#### 第8条(会員保障制度)

- 1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、使用者が紛失・盗難により他人にETCカードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員が被るETCカードの不正利用による損害をてん補します。
- 2. 保障期間は、ETCカードの入会日からカードの最初に到来する保 障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
- 3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。
  - (1)会員または使用者の故意若しくは重大な過失に起因する損害。 なお、会員または使用者がETCカードを車内に放置していた 場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があったもの と見なします。
  - (2)損害の発生が保障期間外の場合
  - (3)使用者の家族・同居人・ETCカードの受領に関しての代理人 による不正利用に起因する場合
  - (4)会員または使用者が本条4項の義務を怠った場合
  - (5)紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前 に生じた損害
  - (7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難 に起因する損害
  - (8)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因する損害
- 4. 使用者は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

# 第9条 (ETCカード年会費)

1. 会員は、当社に対して所定のETCカード年会費を、カードの年 会費とは別に支払うものとします。 2. ETCカード年会費の支払期日は、ETCカード送付時に通知する ものとし、支払われたETCカード年会費は、当社の責に帰す事 由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何 を問わず返還しないものとします。

#### 第10条(ETCカードの有効期限)

- 1. ETCカードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETCカード表面に記載した月の末日までとします。
- 2. ETCカードの有効期限の2ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き使用者として認める場合には、新しいETCカードと本特約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
- 3. 使用者は有効期限経過後のETCカードを直ちに切断・破棄する ものとします。
- 4. ETCカードの有効期限内におけるETCカード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

#### 第11条(退会)

- 1. 使用者がETCカードを退会する場合は、当社の指定する金融機関若しくは当社に所定の届出用紙を提出する方法又は電話により当社に届出を行う方法等の当社所定の方法により届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、退会する使用者のETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、使用者が支払いの責を負うものとします。
- 2. 会員がカードの法人会員を退会する場合は、全使用者のETCカードも同時に退会となるものとします。
- 3. 使用者がカードを退会する場合は、退会する使用者のETCカードも同時に退会となるものとします。

#### 第12条 (再発行)

- 1. ETCカードの再発行は、当社所定の届け出を提出していただき 当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、使用者は当 社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。
- 2. ETCカードの再発行によりETCカードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度(以下「登録型割引制度」という)を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでのETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETCカードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

# 第13条 (利用停止措置)

当社は、使用者が本特約若しくは会員規約に違反した場合または ETCカード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判 断した場合、会員に通知することなくETCカードの利用停止措 置をとることができるものとし、使用者は予めこれを承諾するも のとします。当社は、ETCカードの利用停止の措置による道路 上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切 負わないものとします。

# 第14条(免責)

- 1. 当社は、使用者に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
- 2. 使用者は車輌の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETCカードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETCカードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
- 3. 当社は、ETCカードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に 関して一切の責任を負わないものとします。
- 4. 当社は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに 関して、使用者が被った損失、損害について一切の責任を負わな いものとします。

# 第15条 (特約の変更、承認)

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

# 第16条(ETCシステム利用規程の遵守)

使用者は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

# 第17条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものと します。

(2020.10)

# ETC システム利用規程

https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html



# ETC システム利用規程実施細則

https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html



# →が 個人情報の取扱いに関する同意条項 →

<本同意条項は北陸VISAカード法人会員規約(個人システム型法 人会員用)(以下「本規約」という)の一部を構成します>

#### 第1条(個人情報の収集・保有・利用等)

- 1. 使用者または使用者の予定者(以下総称して「使用者等」という) は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含む当社との取引の 与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のた め、下記①から⑨の情報(以下これらを総称して「個人情報」と いう)を当社が保護措置を講じた上で収集(映像、その他の電磁 的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用すること に同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本 使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時 の請求を含みます)をすること(下記②の契約情報を含む家族カ ードに関するお支払等のご案内は、本使用者にご案内します)、 および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報 (入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票 ・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化さ れたものにかかる記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて 連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用するこ と、を含むものとします。
  - ① 申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)
  - ② 使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、 契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況およ び契約内容に関する情報(加盟店等から当社が適法に取得する 情報を含み、以下「契約情報」という)
  - ③ 使用者のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客 観的取引事実に基づく信用情報
  - ④ 来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)
  - ⑤ 当社または決済口座のある金融機関等での取引時確認状況
  - ⑥ 当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行 する書類に記載されている事項
  - (7) 官報や電話帳等の公開情報
  - ⑧ 使用者等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IPアドレス等)等
  - ⑨ 本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報(第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む)

- 2. 使用者は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④
  - ⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。
  - ① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
  - ② 市場調査、商品開発
  - ③ 宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の 通信手段を用いた営業活動
  - ④ 当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信
  - ⑤ 当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)
- ※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)によってお知らせします。
- 3. 使用者は、カードの利用確認またはカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)等のため、当社が本条第1項の①から⑨の個人情報を法人会員に提供することに同意します。
- 4. 使用者等は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合 およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機 関等に使用者等の個人情報を提供することに同意します。

#### 第2条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1. 本使用者および本使用者の予定者(以下総称して「本使用者等」という)は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という)および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、本使用者等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には当該配偶者の情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む)を本使財各等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。
- 2. 本使用者等は、①加盟信用情報機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本使用者等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
- 3. 本使用者は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、 加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタ

リング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

#### <登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、 電話番号、勤務先、運転免許証 等の記号番号等の本人情報*1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引 事実**2	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後(完済していない場合は完済後)5年間

- ※1申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到 来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月 が到来してからとなります。
- ※2上記「本規約に関する客観的取引事実」は、氏名、生年月日、 住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付 額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、 割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、 月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事 実を含む)となります。

#### <加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名 称:株式会社シー・アイ・シー

(貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所 在 地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号:0120-810-414

ホームページアドレス: https://www.cic.co.ip

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、 書面により通知し、同意を得るものとします。

# <提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

〇名 称:株式会社日本信用情報機構

電話番号:0570-055-955

ホームページアドレス:https://www.jicc.co.jp ○名 称:全国銀行個人信用情報センター

所 在 地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号:03-3214-5020

ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当社では行いません)。

#### 第3条 (繰上返済時の残高の開示)

本使用者は、家族使用者が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部(手続が途中で中

止された場合を含みます)を行う場合、当社が家族使用者に対し 当該繰上返済の対象となる残高(当該繰上返済の対象商品に関す る、本使用者および家族使用者のカードならびにそれらの会員番 号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

#### 第4条 (個人情報の預託)

使用者等は、当社が当社の事務(配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません)を第三者に業務委託(契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む)する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

#### 第5条(利用の中止の申出)

使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出ることができます(以下、なお書きの内容を含めて、同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡下さい。尚、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

#### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1. 使用者等は、当社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、使用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
  - ① 当社に開示を求める場合には、第10条第2項記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法(インターネットの当社ホームページへの常時掲載)でもお知らせしております。
  - ② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡 先へ連絡してください。
- 2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが 明らかになった場合、使用者等は、当該情報の訂正または削除の 請求ができます。

# 第7条 (会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、使用者等が入会申込をした 事実は、第1条第1項に定める目的および第2条に基づき、当該 契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、 それ以外に利用されることはありません。

第8条(退会後または法人会員資格・使用者資格取消後の場合) 本規約第16条に定める退会の申し出または本規約第19条に定める 法人会員資格・使用者資格の喪失後も、第1条第1項に定める目 的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める 所定の期間個人情報を保有し、利用します。

# 第9条 (規約等に不同意の場合)

当社は、使用者等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本会員規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることが

あります。

#### 第10条(個人情報に関するお問合わせ)

- 1. 第5条に定める中止のお申出は、当社までお願いします。
- 2. 個人情報の開示・訂正・削除等の使用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。 <お客様相談室(責任者:お客様室長)>

<お各様相談至(寅仕者:お各様至長)>

株式会社北陸カード <北陸財務局長 (14) 第00014号> <日本貸金業協会会員第001261号>

〒930-0002 富山市新富町1-2-1 北陸銀行富山駅前ビル 電話番号 076-442-9123

#### 第11条 (同意条項の位置付けおよび変更)

- 1. 本同意条項は北陸VISAカード法人会員規約(個人システム型法 人会員用)の一部を構成します。
- 2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できる ものとします。

#### 個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

#### ほくほくフィナンシャルグループにおける個人データの共同 利用に関する同意

会員等は、ほくほくフィナンシャルグループ各社の連携強化による、より付加価値の高い各種商品・サービスのご提供や、グループ全体の経営管理やリスク管理等の実施・強化を行うために、下記の通りのほくほくフィナンシャルグループにおける共同利用に同意します。

なお、金融商品取引法等、個人情報保護法以外の関連法令などの 制限、もしくは個別の契約等における守秘義務がある場合、当該 法令等に則り取扱われることとします。

- 1. 共同利用する個人データの項目
  - (1) クレジットカード、キャッシング・ローン等のご利用者に関わる情報

申込書・届出書その他の書類、ご来店、お電話、メール、お問合せフォーム、ホームページ等を通じて当社が取得し、またはお取引や契約履行上の手続等を通じて当社が取得した会員等に関する下記の情報

① 属性に関する情報

住所、氏名、年齢、生年月日、性別、職業、勤務先、役職、電 話番号、家族構成、住居情報、電子メールアドレス等のご連絡 先、国籍、在留資格、在留期間等の会員等に関する情報等

- ② 財務に関する情報
- 収入・支出、資産・負債の状況等
- ③ お取引に関する情報 商品・サービスの種類、取引金額、契約日、取引ニーズ等

④ お取引の管理に必要な情報

取引店番号、口座番号等の各種管理番号、取引記録・経緯、融 管等に関しての判断に関する情報等

#### 2. 共同利用者の範囲

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ、並びに同社の有価証 券報告書等に記載されている連結対象会社および持分法適用会社。

※共同利用者の範囲は上記の通りですが、個人情報保護法に基づく 対外告知を実施済みの会社との間でのみ共同利用を実施いたしま す。

#### 3. 共同利用者の目的

- (1)ほくほくフィナンシャルグループ各社における各種商品・サービスの企画・開発、各種商品・サービスに関する個別のご提案・ご案内
  - ~例えば、会員様等のニーズにあった商品やサービスをグループ各社で共同開発し、提案すること。
- (2)各種リスクの把握・管理など、グループ全体の経営管理・リスク管理等の適切な遂行
  - ~グループ全体として経営管理・リスク管理等を実施・強化 し、会員等に安定的かつ継続的にサービスを提供すること。
- 4. 個人データの管理について責任を有する者の名称

株式会社北陸カード お客様相談室

電話 076-442-9123

#### ※その他

- ① 本共同利用に関する同意条項は、北陸VISAカード会員規約の一部を構成しますが、本同意条項は、一般条項、第28条(規約の変更、承認)の適用を受けないものとします。
- ② 共同利用に基づくダイレクトメールの発送等の中止を希望される会員等は、以下の窓口までお申し出ください。

窓口:076-442-9123

受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日、12/31~1/3は除きます)

③ ほくほくフィナンシャルグループにおける「お客様の情報の共有化に関するお知らせ」につきましては、株式会社ほくほくフィナンシャルグループのホームページ(https://www.hokuhoku-fg.co.jp/)に掲示いたします。

# 反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。)) および使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当する場合、②の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合で

- も貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といた します。
- ① 貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(イ)から(ホ)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (イ)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ロ)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (ハ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (二)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (ホ)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - ② 自らまたは第三者を利用して次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。 (イ)暴力的な要求行為。(ロ)法的な責任を超えた不当な要求行為。(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用い

為。(ハ)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。(ニ)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。(ホ)その他前記(イ)から(ニ)に準ずる行為。

(2025年4月改定)

40 2025.3 SCCB